

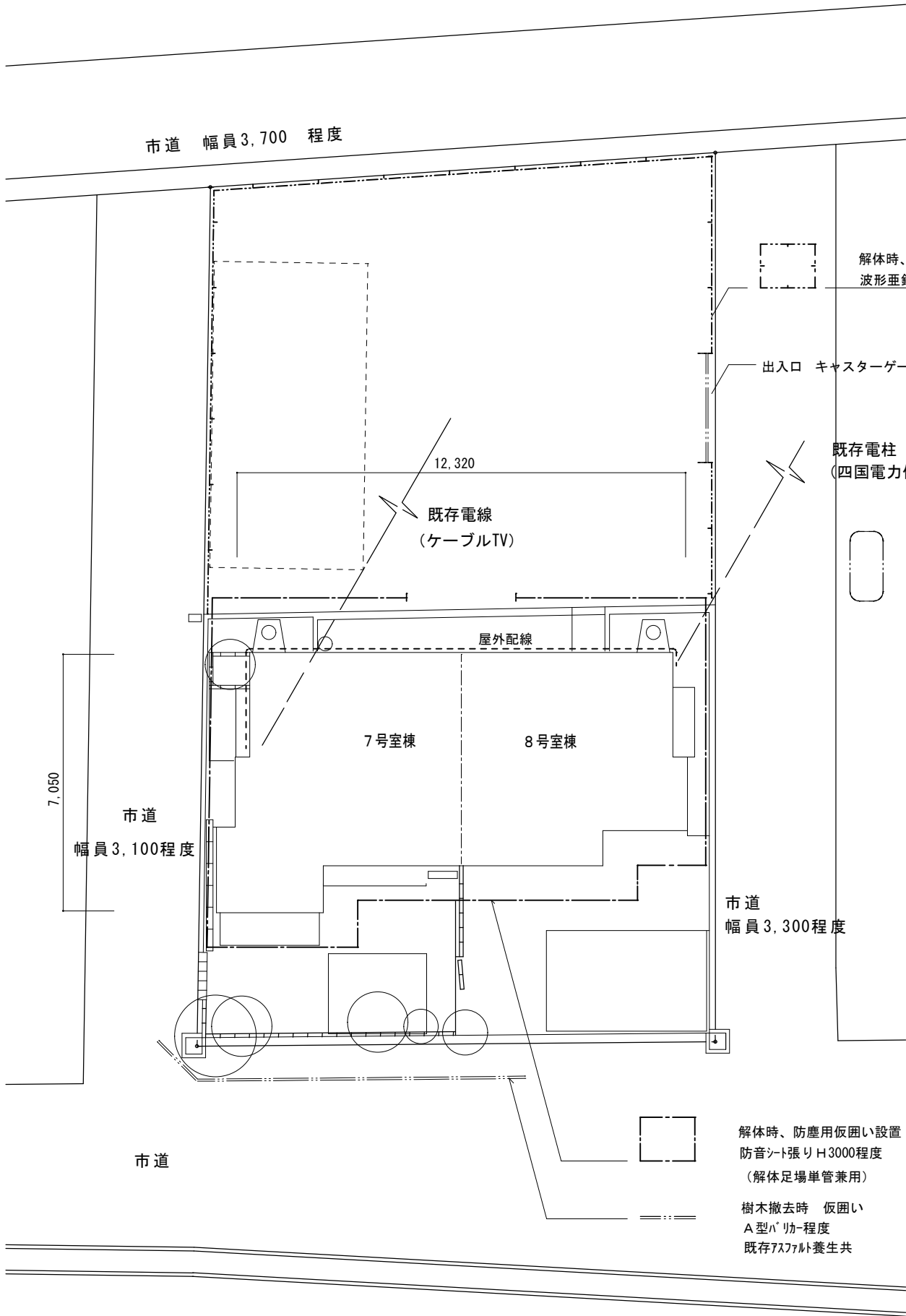
齋田団地 7 ・ 8 号室棟解体撤去工事

図 面 目 録			
	表紙 図面目録	8	立 面 図
1	特 記 仕 様 書 1	9	断 面 詳 細 図
2	特 記 仕 様 書 2	10	基 礎 伏 図 床 伏 図
3	特 記 仕 様 書 3	11	梁 伏 図 屋 根 伏 図
4	案 内 図 配 置 図	12	建 具 伏 図
5	仮 設 配 置 図 撤 去 後 配 置 図	13	建 具 リ ス ト 1
6	外 部 ・ 内 部 仕 上 表	14	建 具 リ ス ト 2
7	平 面 図 処 分 残 存 物 品 表		

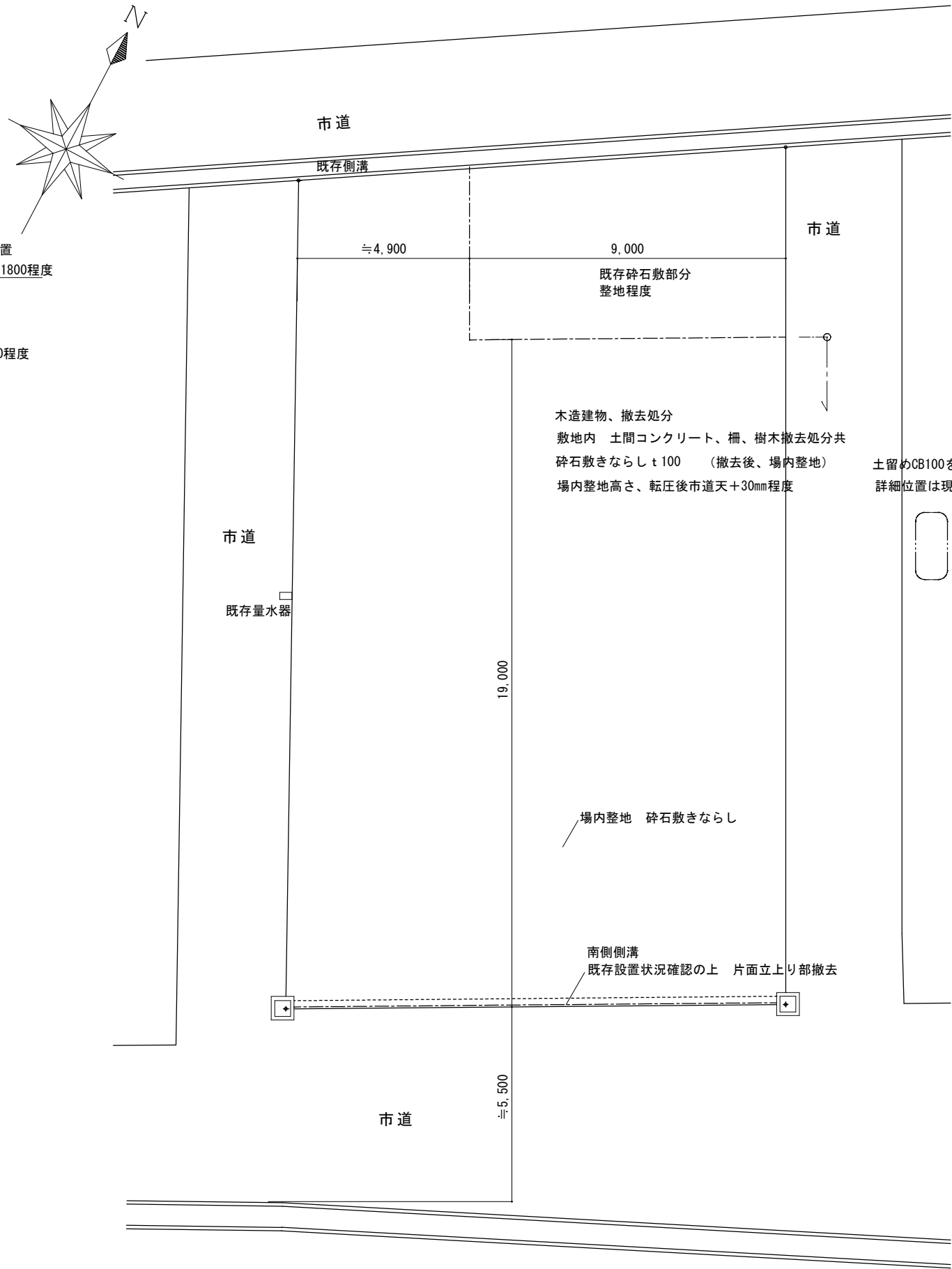
I. 工事概要		項 目		特 記 事 項					
1.	工事名称	斎田団地 7 ・ 8 号室棟解体撤去工事		③ 工事現場管理					
2.	工事場所	鳴門市撫養町斎田							
3.	工事概要	建物取り壊し整地　その他附随工事 構造規模：・木造平屋建　7号室棟及び8号室棟 工事範囲：　木造建物撤去処分、便槽共　（樹木伐採、伐根　処分も含む。）整地							
II. 解体工事仕様書									
1章 解体一般共通事項									
項 目		特 記 事 項							
①. 適用基準等		◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①建築物解体工事共通仕様書　令和4度版（以下「解体共通仕様書」という.） ②公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和4度版(以下「改標仕」という.) ③公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和4年度版(以下「標仕」という.) ④公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和4年度版 ⑤公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和4年度版 ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 解体共通仕様書(令和4年版)等 ◎建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき工事を行うこと。 各種届出は速やかに行うこと。							
②. 施工条件		◎施工条件は次による。 ・撤去建物内の全ての物品共撤去処分する。 ・工程については、監督員と協議のうえ決定のすること。 ・人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・請負者は、本工事の全部もしくは一部について、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。 ・本工事の設計図書に関する質疑は、質問回答書をもって確かめておくものとする、また設計図書に記載なくとも外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。 ・市道の道路占用許可及び使用許可を受けること。 ・工事区画範囲外の敷地、市道等に工事車両等を駐車しないこと。 ・休日は作業を行わないこと。休日、夜間に作業を行う時は、「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。 ◎コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧碎機を使用する。 ◎安全対策関係 ・近隣住人に周知、案内のこと。 ・道路淵における工事のため作業時間内外を問わず、通行者の安全に十分留意のこと。 ◎作業員駐車場 ・作業員駐車場は近隣で借地すること。費用は工事に含む。 ◎本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規定に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号・最終改正平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等がわかる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場には、鳴門市指定の工事看板等を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎工事の施工にあたっては、進入路等に交通整理員を 適時配置し、一般交通に支障を及ぼさないように十分注意し施工すること、交通整理員については、警備業法に基づく警備員とする。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級または二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている ・ 義務付けられていない）。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求がある時は、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事着手（仮囲等仮設資材設置を含む）までに調査を行い、支障が存在する場合には、当該物件及びその位置と作業内容を監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種、位置（平面深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図等により行わなければならない。また作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(令和2年度末までを目途)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。							
鳴門市都市建設部まちづくり課		工 事 名	斎田団地 7 ・ 8 号室棟解体撤去工事		縮 尺	1/NTS	M．T．S．プラン		図面 No.
		図 面 名	特記仕様書　1		年.月.日	R4	徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号		A - 1

項 目		特 記 事 項		2章 解体仮設工事		特 記 事 項									
③ 工事現場管理		◎本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。		① 一般事項		◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。									
		◎元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項に留意し、下請業者を指導すること。 (1) 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。 (2) さし杵装備車、不表示車は使用しないこと。 (3) 過積載車両、さし杵装備車、不表示者から土砂等の引き渡しを受けないこと。 (4) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請け業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。				◎工事に際して道路占用許可が必要な場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。									
		◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」（自由形式）を監督職員に提出すること。				◎整地GLの設定は、 監督員の指示により決定する。									
		◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ ③無 ）				◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。									
		◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。				◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。									
④ 施工		◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。		② ペンチマーク		◎仮囲いの範囲は、仕様 1、2 共 図示による。 （仕様 1：波形亜鉛鉄板張、 H=1.8m 図示位置参照 ゲートの種類： キャスターゲートH=1.8m 図示位置参照 ） （仕様 2：単管組シート張、 H=3.0m 図示位置参照 ゲートの種類： シート仕様：防音シート 養生シート（防災Ⅰ類））									
		◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。				◎足場(種類：くさび緊結式足場 手摺先行式、シート仕様：防音シート、養生シート（防災Ⅰ類）) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙 1〔手すり先行工法「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により 行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。									
		◎工事期間については、契約の工期を順守すること。				◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させてはならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。									
		◎コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切とする。				◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、ハーネス型安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員にハーネス型安全帯の着用を徹底させること。									
		◎工事に関連して、周辺住民等から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。				◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。									
⑤ 周辺家屋等の対応		◎提出書類 ○工事写真（写真帳2部（ 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ）、電子データ1部）		③ 足場等		◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。									
⑥ 実施工程表、 施工計画書等		◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。				◎既存電力利用（出来る ・ 出来③ない）、 電力料金(有償・ 無償)									
⑦ 記録		◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。				◎既存用水利用（出来る ・ 出来③ない）、用水料金(有償・ 無償)									
		<table><tr><td>区 分</td><td>サ イ ズ</td></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>竣 工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table>				区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ		
		区 分	サ イ ズ												
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ														
◎工事完成撮影は、専門家に（ による ・ 出来③ない）ものとする。															
⑧ 工事検査及び 技術検査		◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（手数料等）については、請負業者の負担とする。		④ 事前措置											
		◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。				◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。									
		◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。				◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。									
		◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。				◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。 また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。									
		◎請負者は、請負業者賠償責任保険に付保すること。				◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)									
⑨ 保険		◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。		⑤ 工事用用水、電力等											
鳴門市都市建設部まちづくり課		工 事 名	斎田団地 7 ・ 8 号室棟解体撤去工事		縮 尺	M . T . S . プラン		図面 No.							
		図 面 名	特記仕様書 2		年・月・日	徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号		A - 2							
					R4										

3章 解体施工		5章 アスベスト含有建材の除去等	
② 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しは基礎底捨てコンクリート下部まで行い撤去すること。解体後、転圧整地のこと。	① 一般事項	◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・ 行わない ）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）
③ 軽微な障害物	◎工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は請負業者負担とする。		◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
④ 地下埋設物埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去は、本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。（監督員と要協議）		◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。
⑤ 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、（購入土・クラッシャラン・ 再生砂 ・現場発生土・他工事の現場発生土）とする。 ◎整地は、（購入土・ クラッシャラン ・再生砂・現場発生土・他工事の現場発生土）とする。 ◎埋め戻し高さは、監督員に確認の上決定のこと。	② アスベスト含有成形板の除去	◎養生等 （1）建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類： ，仕様 枚布、D= cm、シート種類： ） 仮囲い高さ：H= m （2）建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類： ，仕様 枚布、D= cm） 養生種別（ ）
4章 建設廃棄物の処理	① 一般事項 ◎発生材の処理等、次により適正に行う。 （1）工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 （2）上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。 （3）コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする、木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 （4）受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了をするまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理（有・ 無 ） 処理方法（5章アスベスト含有建材の除去等参照）		◎工法 （1）除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 （2）除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 （3）除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 （4）建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 （5）やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、ビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ◎施工記録等 （1）施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。 （2）作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
5章 アスベスト含有建材の除去等		6章 設備関係の処理	
① 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存の石綿含有建材の分析結果は（・貸与する ・ない ） ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、3年間保存すること。 ・ただし分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。	① 設備機器類	◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎空調機器の撤去・処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。 ◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法に基づき処理すること。
5章 アスベスト含有建材の除去等		7章 その他	
		① 残存 備品類	◎敷地内にある物品は全て、処分対象である。 ◎解体前に備品類の確認を行うこと。原則処分とするが調査し、疑義のあるものは監督員と協議のこと。
		② 関連各位、連絡申請等	◎工事にあたり、電線保護、切り離し等 適時依頼すること。 四国電力 N T T ケーブルTV
		③ 便槽	◎便槽撤去にあたり撤去前に、槽内くみ取り・清掃・消毒 を行うこと。
		④ 周囲の樹木等	◎解体建物周囲の樹木等は撤去。伐採、伐根を行うこと。



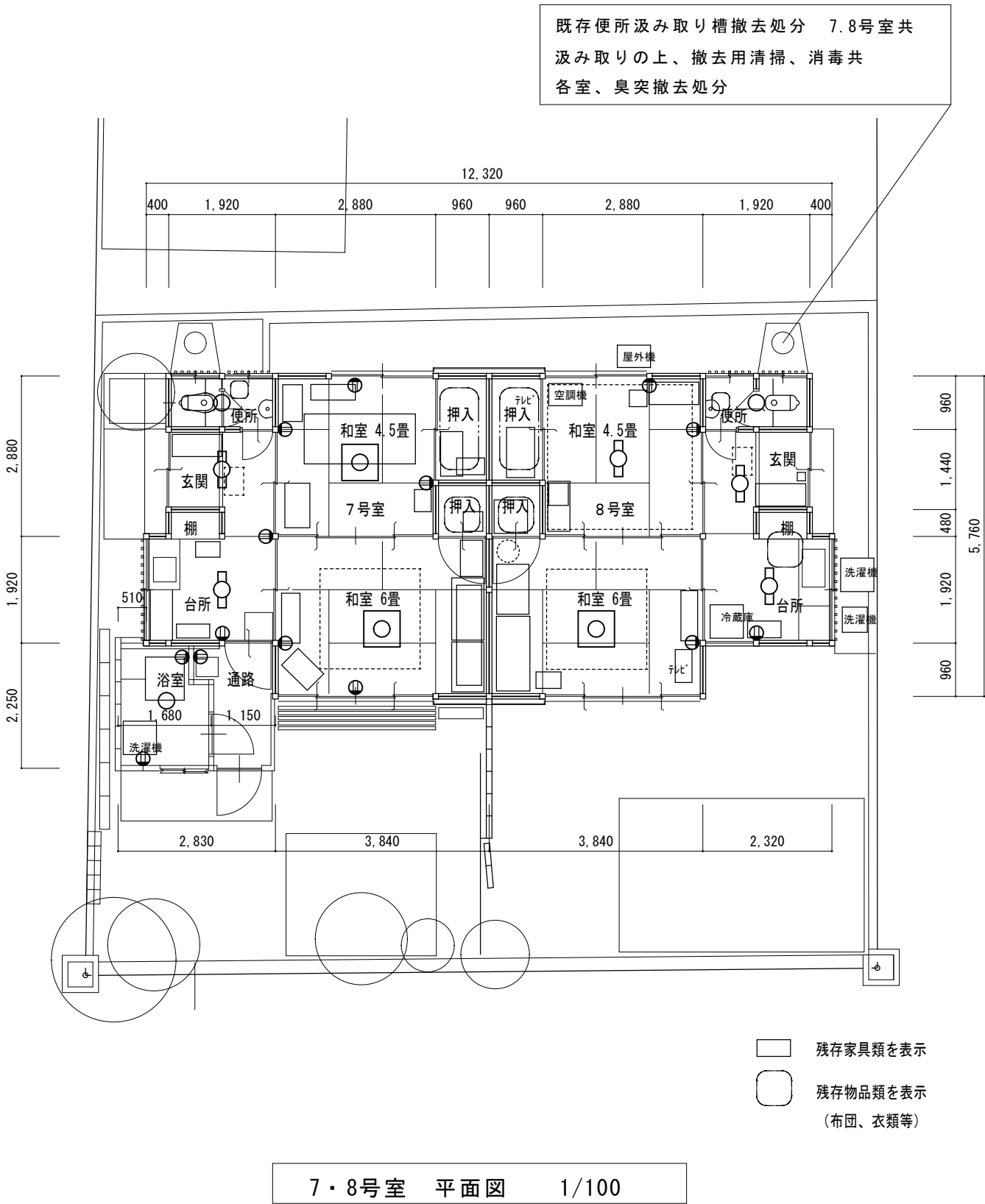
仮 設 配 置 図 1/150



撤 去 後 配 置 図 1/150

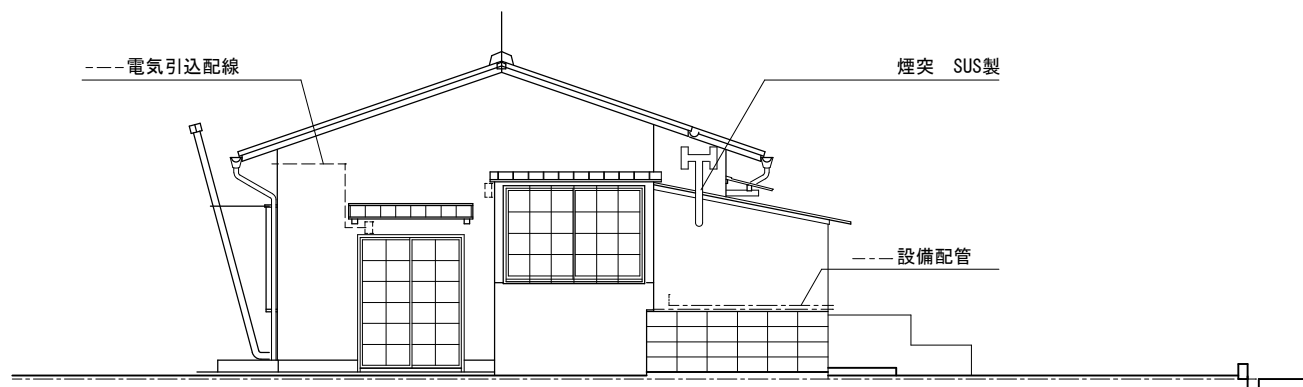
外 部 仕 上 表					
屋根	セメント瓦葺き	玄関ホーチ	モルタルコテ押え	増設部 屋根	波板鋼板張
外壁	下見板張 荒壁下地 妻面共	庇 玄関他	板庇 鋼板葺き	増設部 外壁	波板鋼板張
巾木	モルタルコテ押え 台所窓下立上り共	外部建具	木製 一部 アルミサッシ製 木製窓格子	増設部 巾木	コンクリートﾌﾞﾛｯｸ化粧積
軒天	野地板表	雨戸	木製		
軒樋	塩ビ製 軒樋共	その他	便槽、臭突、鋼製蓋 アンテナ 電気設備、各種配管有		

内 部 仕 上 表						
	室 名	床	巾 木	壁	天 井	備 考
7号室	玄関	土間 モルタルコテ押え 縁甲板張	土間部 モルタルコテ押え 雑巾ｽﾞﾘ	土間部 板張 荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	竿縁天井	上框 備品平面図参照
	6帖	タミ 敷 カーペット有	タミ 寄せ	荒壁下地、漆喰塗 化粧合板張	竿縁天井	カーテン 備品平面図参照
	4.5帖	ﾌｵﾌ合板張り カーペット敷き	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	竿縁天井	カーテン 備品平面図参照
	押入	合板 張	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗	合板張	中棚、上棚付 備品平面図参照
	台所	ﾌｵﾌ合板張	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	石膏ﾎｰﾄﾞ張	物入 備品平面図参照
	便所	ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	合板張	便器 備品平面図参照
	便所手洗部	縁甲板張	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	合板張	手洗 備品平面図参照
8号室	玄関	土間 モルタルコテ押え 縁甲板張	土間部 モルタルコテ押え 雑巾ｽﾞﾘ	土間部 板張 荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	竿縁天井	上框 備品平面図参照
	6帖	タミ 敷 カーペット有	タミ 寄せ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	化粧合板張	カーテン 備品平面図参照
	4.5帖	ﾌｵﾌ合板張り	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	化粧合板張	カーテン 備品平面図参照
	押入	合板 張	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗	合板張	中棚、上棚付 備品平面図参照
	台所	ﾌｵﾌ合板張 長尺シート貼	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部石膏ﾎｰﾄﾞ張	石膏ﾎｰﾄﾞ張	物入 備品平面図参照
	便所	長尺シート張り ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼下地	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗	合板張	便器 備品平面図参照
	便所手洗部	長尺シート張り、縁甲板張下地	雑巾ｽﾞﾘ	荒壁下地、漆喰塗 一部化粧合板張	合板張	手洗 備品平面図参照
	通路	土間コンクリート、モルタルコテ押	モルタル塗	合板張 ﾎﾞｲﾗｰ廻り波板鋼板張り	合板張	備品平面図参照
	浴室	土間コンクリート、モルタルコテ押	モルタル塗	合板張	合板張	備品平面図参照

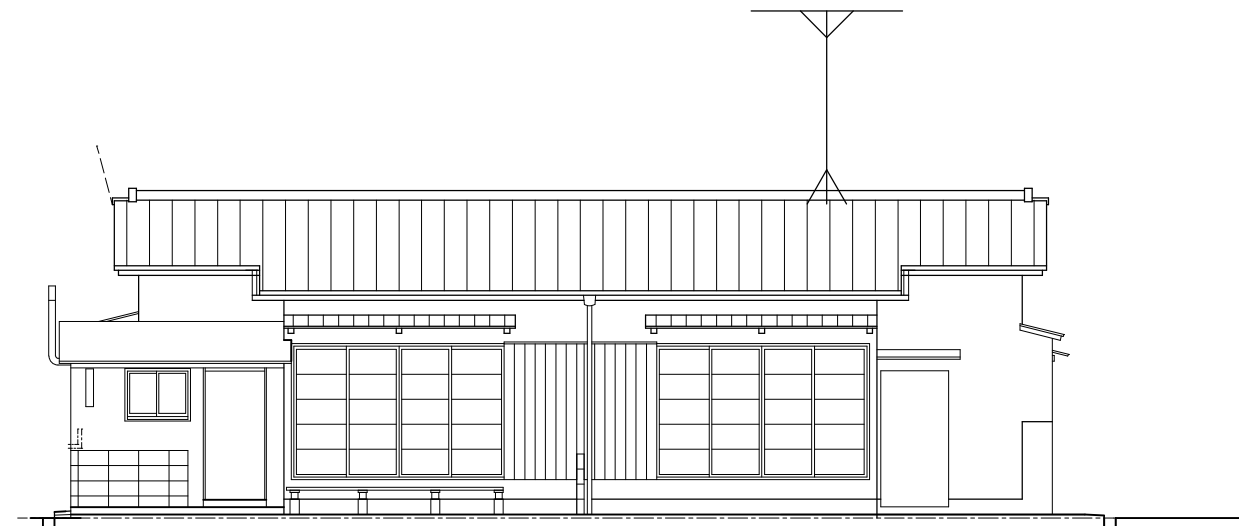


処分残存物品表													
主だった処分物を表示、記載なき建物内外散在物品処分も含む 家電リサイクル法 法定処分費、運搬費共 本工事に含む													
7号室							8号室						
室名	家具類他	W	D	H	備考	残存機器類	室名	家具類他	W	D	H	備考	残存機器類
和室4.5帖	棚	0.400	0.300	0.700	小物類	照明器具 1	和室4.5帖	箆筥	0.900	0.400	1.020	物品入	照明器具 1
〃	可動ベッ	0.900	2.000	0.400	マット、布団	電話機 1	〃	扉付棚	0.300	0.320	0.500	物品入	掃除機 1
〃	扉付棚	0.800	0.280	0.800	小物類	硝子付額 3	〃	箆筥	0.600	0.400	0.700	物品入	空調機 1
〃	扉付棚	0.660	0.350	0.650	小物類	コンセント 3	〃	箆筥	0.900	0.400	1.300	物品入	コンセント 2
〃	テーブル付	0.800	0.450	0.800	座布団		〃	カー	2.700	2.700	0.010		
押入	布団類	1.500	0.700	0.300		掃除機 1	〃	人形ケース類	0.400	0.350	0.940	物品入	
〃	棚	0.800	0.400	0.800	小物類	硝子付額 2	押入	布団類	1.500	0.600	0.500		扇風機 1
〃	人形ケース類	0.300	0.500	0.400	物品入		〃	収納箱	0.900	0.500	0.600		テレビ 1
和室6帖	洋タンス	1.120	0.580	1.800		照明器具 1	和室6帖	洋タンス	1.350	0.600	1.940		照明器具 1
〃	洋タンス	0.900	0.580	1.800		時計 1	〃	洋タンス	0.900	0.580	1.780		時計 1
〃	上収納庫	1.800	0.450	0.450		コンセント 2	〃	食器棚	0.900	0.300	0.900	食器類	あんま機 1
〃	可動箆筥	0.650	0.400	0.900			〃	テレビ台	0.600	0.300	0.450	小物類	テレビ 1
〃	テレビ台	0.650	0.420	0.420	小物類		〃	棚	0.450	0.300	0.900	物品入	テレビデッキ 1
〃	食器棚	0.900	0.330	1.760	食器類		〃	竹カー	2.700	2.700	0.010		電気コタツ 1
〃	カー	1.800	1.800	0.005			〃	カー	1.800	1.800	0.005		コンセント 1
押入	布団類	0.600	0.600	0.200			押入	布団類	0.600	0.600	0.400		
〃	人形ケース類	0.350	0.350	0.500	物品入			物品類	0.600	0.600	0.600		
玄関	下足入れ	0.890	0.400	0.900	物品入	照明器具 1	玄関	下足入れ	0.900	0.400	1.050	物品入	照明器具 1
〃	カー	0.350	0.500	0.010				傘立て	0.150	0.150	0.900		洗濯機 1
台所	棚	0.440	0.280	0.900	小物類	照明器具 1	〃	カー	0.350	0.500	0.010		洗濯機 1
〃	固定棚内部	0.400	0.300	0.900		精米機 1	台所	棚	0.600	0.300	0.900	小物類	照明器具 1
〃	流し台	0.900	0.550	0.800	物品入	炊飯器 1	〃	固定棚内部	0.400	0.300	0.900		炊飯器 1
〃	棚	0.900	0.400	0.800	物品入	ウォーターサーバー 1	〃	流し台	1.800	0.550	0.800	物品入	食器乾燥機 1
〃	ワゴン	0.600	0.250	0.750	小物類	水栓 1	〃	残存物品	0.600	0.300	0.800		ガスレンジ 1
						ガスコック 1							冷蔵庫 1
						コンセント 2							コンセント 1
便所	残存物品	0.300	0.300	0.100		照明器具 1							電子レンジ 1
						両用便器 1							水栓 1
						洋式カー							ガスコック 1
						手洗い?							
						水栓 1	便所	残存物品	0.300	0.300	0.100		照明器具 1
浴室	浴槽	0.780	0.700	0.660		照明器具 1							両用便器 1
						水栓 1							水栓 1
						給湯機器 1							手洗い?
						二槽式洗濯機 1							
						コンセント 2							

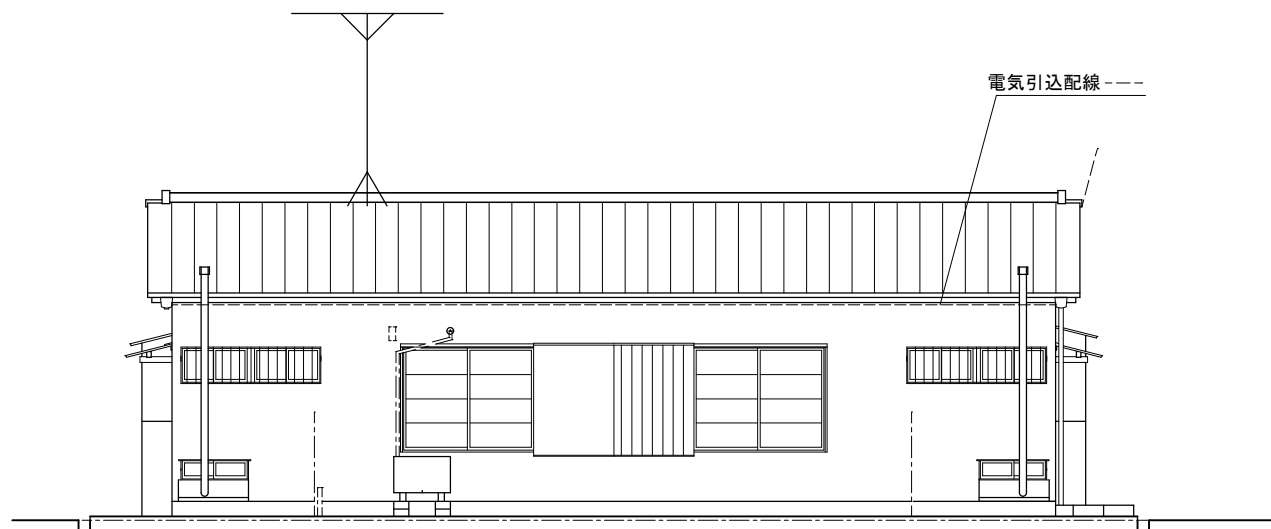
各室、残存設備機器、配線、コンセント、スイッチ、給排水配管類一式 撤去処分



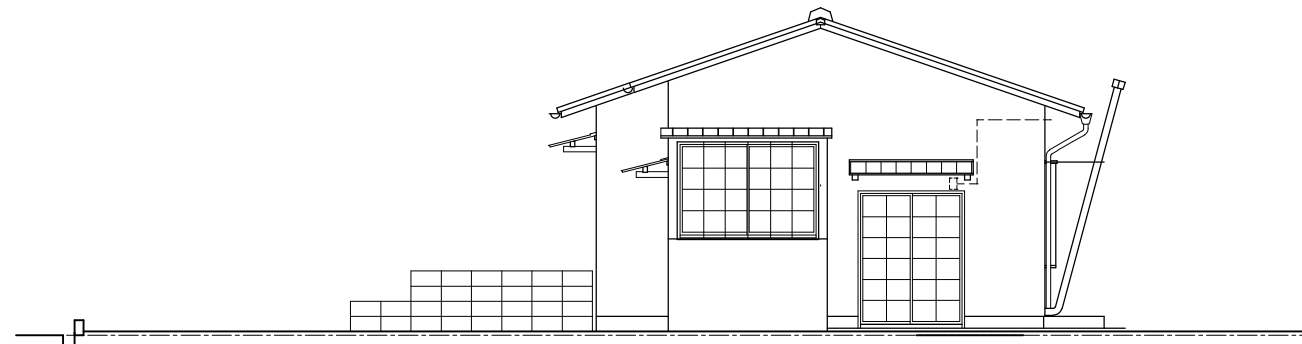
西面立面図 1/100



南面立面図 1/100

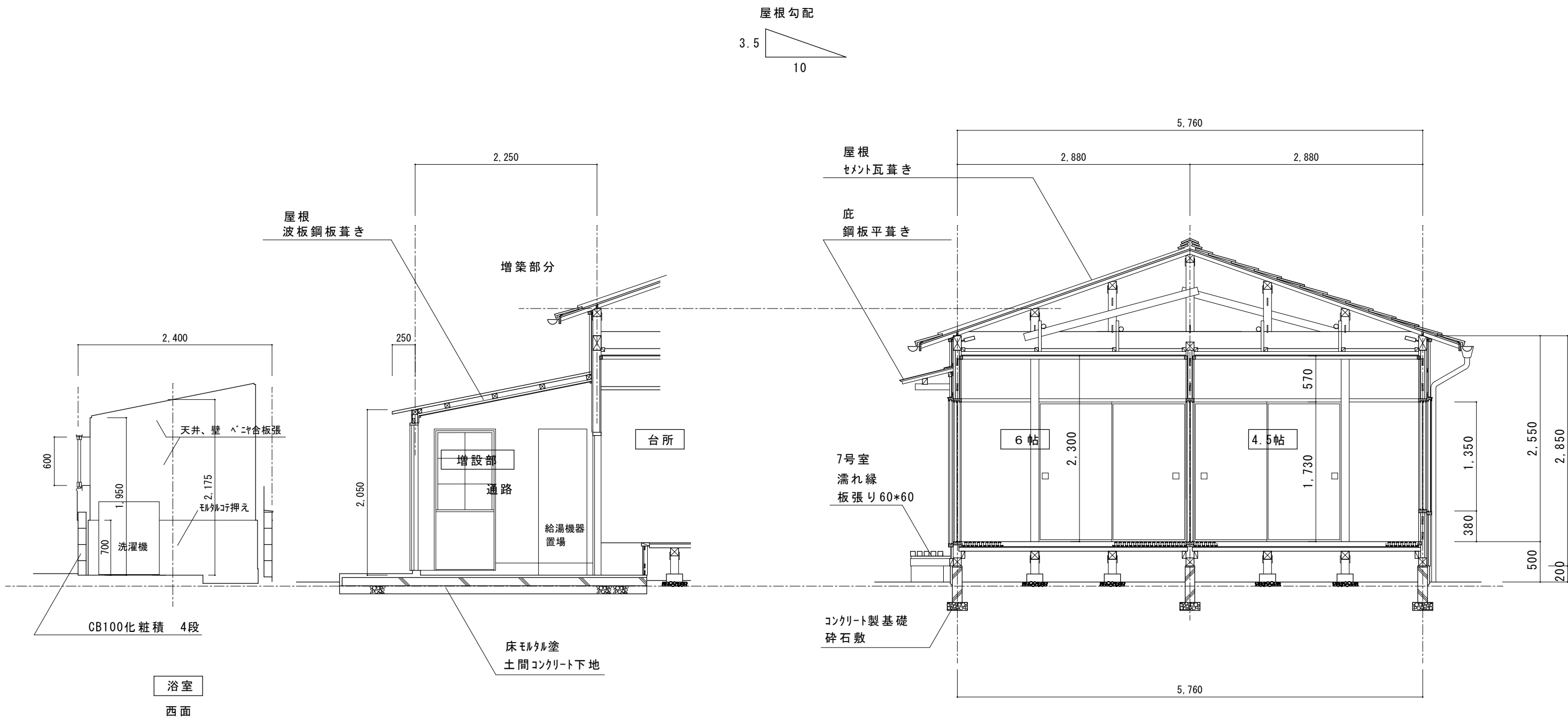


北面立面図 1/100



東面立面図 1/100

屋根	セメント瓦葺き	玄関ポーチ	モルタルコテ押え	増設部 屋根	波板鋼板張
外壁	下見板張 荒壁下地 妻面共	庇 玄関他	板庇 鋼板葺き	増設部 外壁	波板鋼板張
巾木	モルタルコテ押え 台所窓下立上り共	外部建具	木製 一部 アルミサッシ製 木製窓格子	増設部 巾木	コンクリートブロック化粧積
軒天	野地板表	雨戸	木製		
軒樋	塩ビ製 軒樋共	その他	便槽、臭突、鋼製蓋 アンテナ 電気設備、各種配管有		



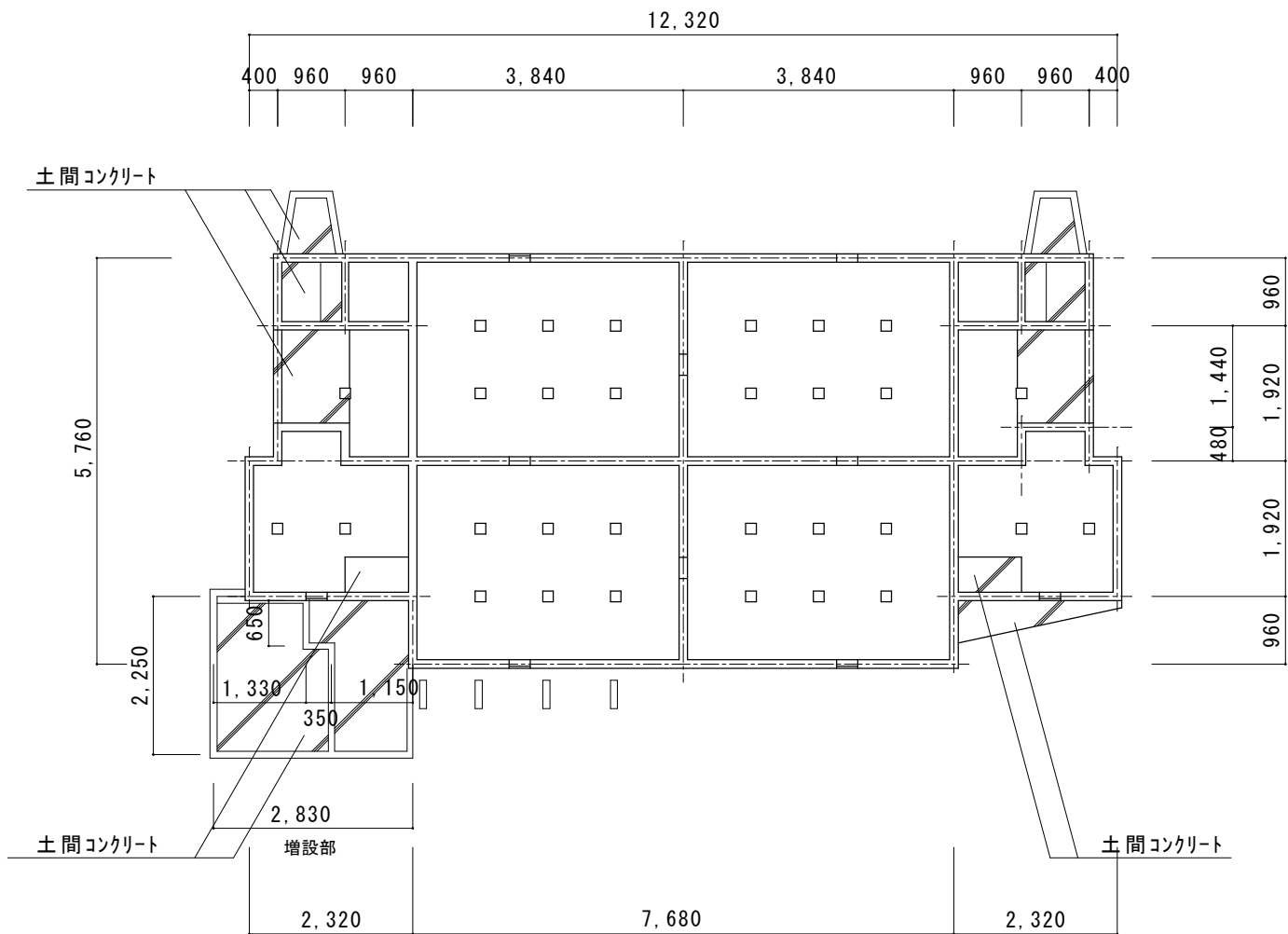
玄関土間、ホーチ、木造増築部分 床
モルタル押え
土間コンクリート
碎石敷き
便槽床準じる

断面詳細図 1/50

7号室 増築部分

断面詳細図 1/50

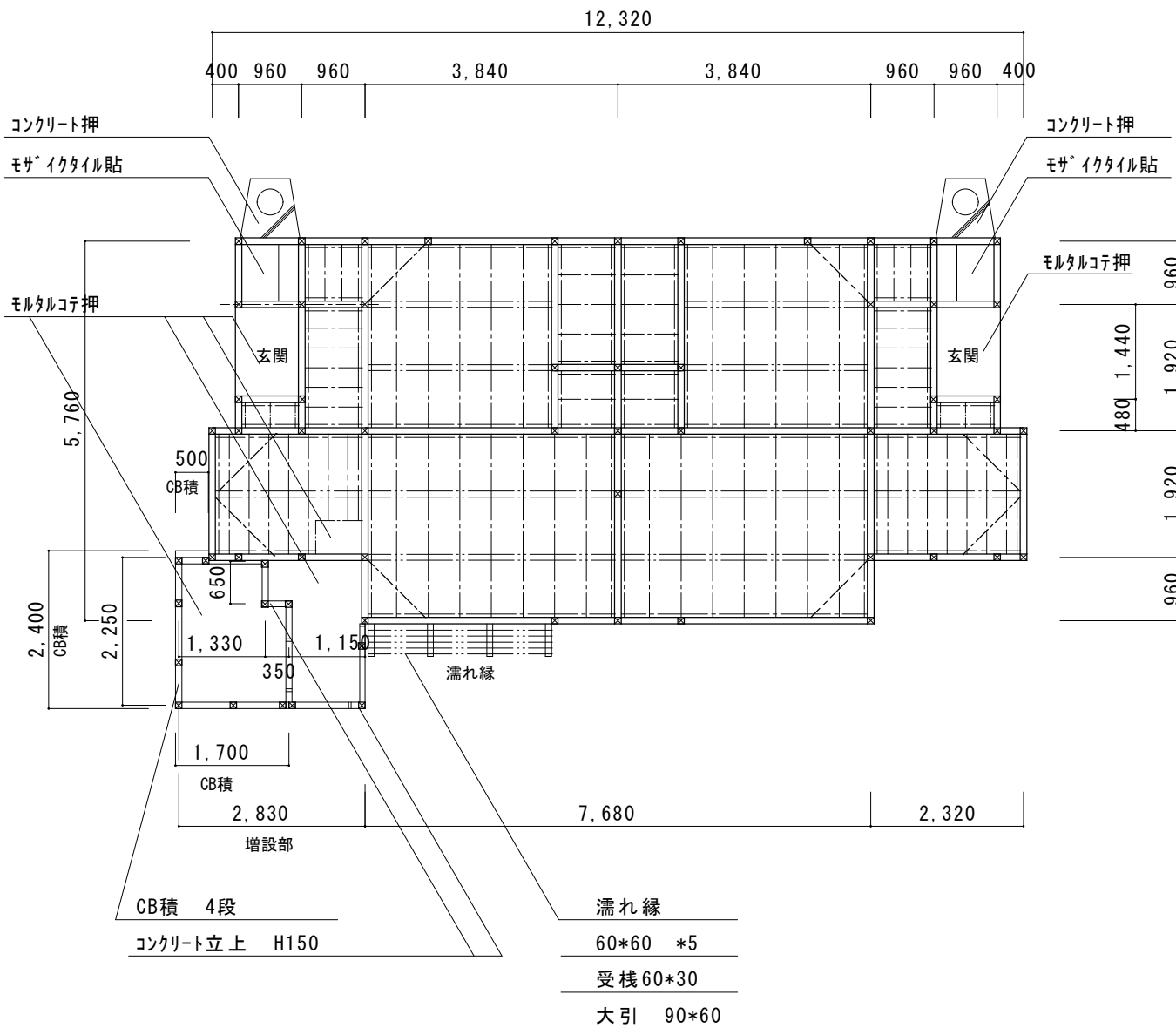
各室共通



基礎伏図 1/100

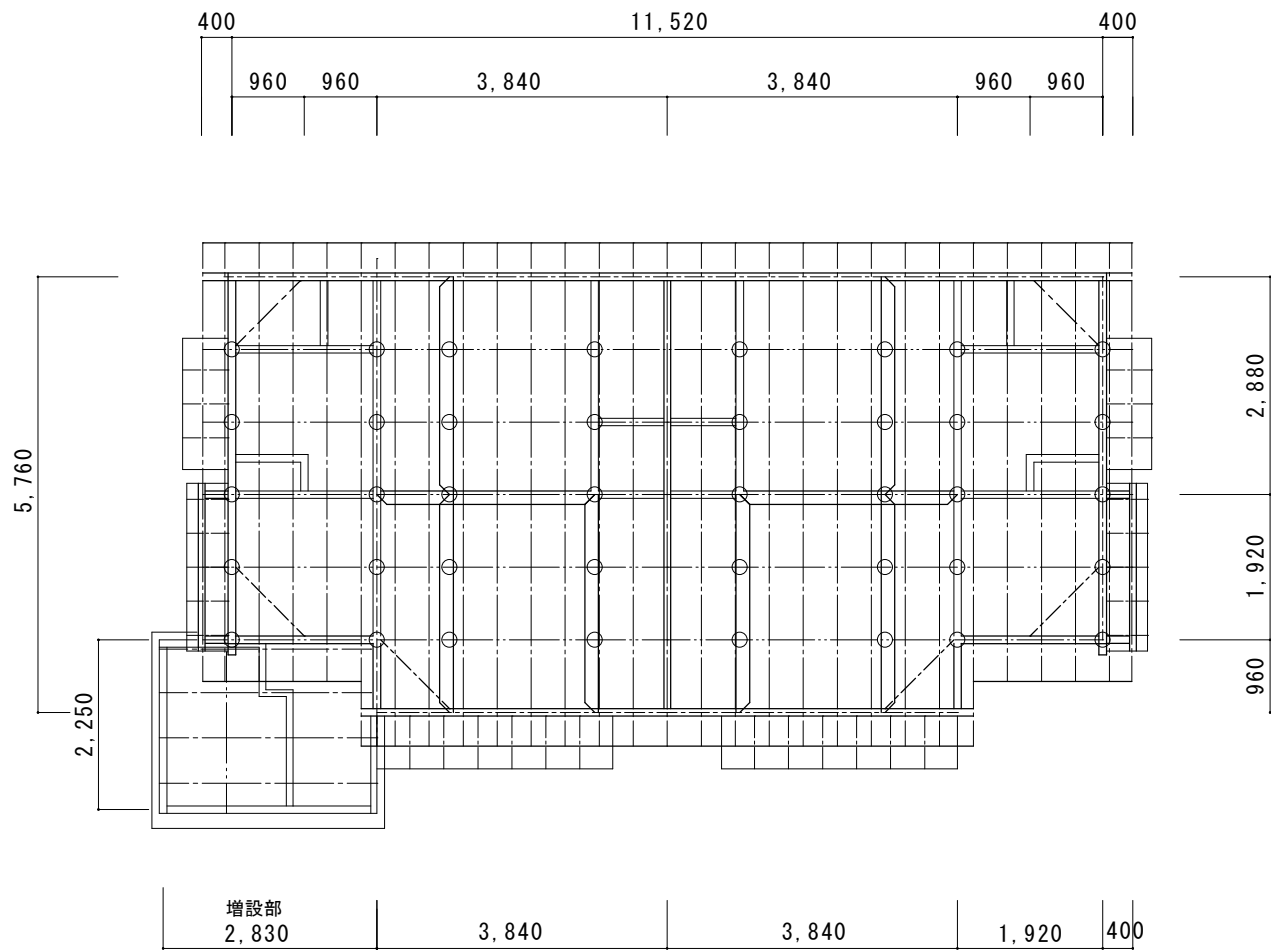
※-チ等外部は配置図参照

- 基礎
- コンクリート製
- 形状 断面図 参照
- 束石
- 床下換気孔



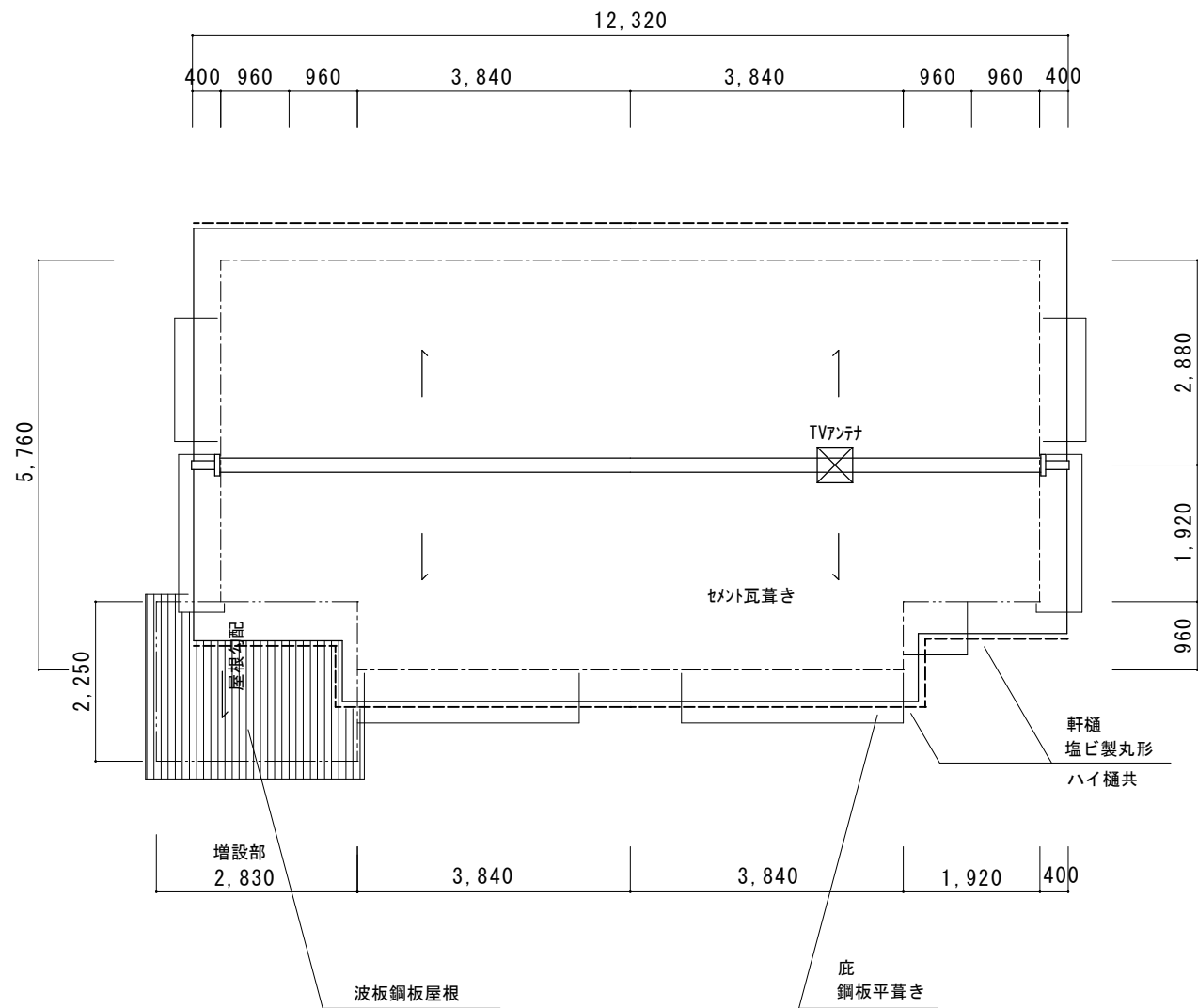
床伏図 1/100

- 土台 90*90
- 大引 90*90
- 根太
- 根太掛け
- 火打ち土台

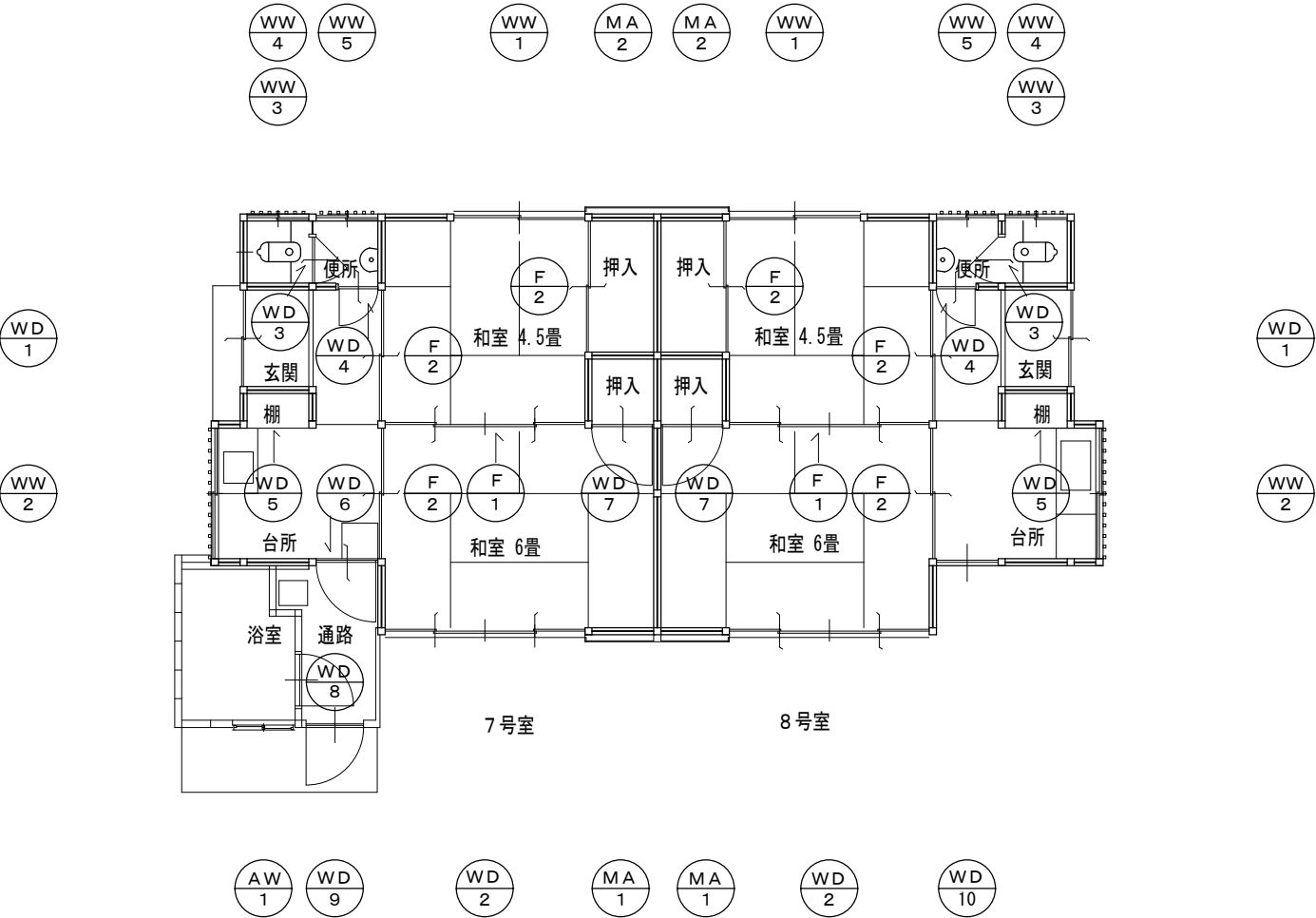


梁 伏 図 1/100

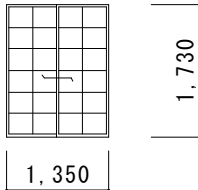
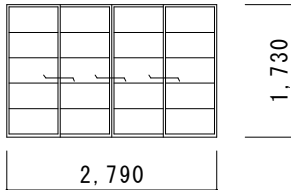
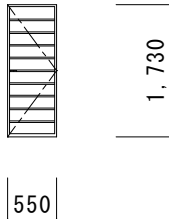
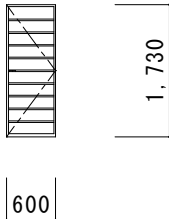
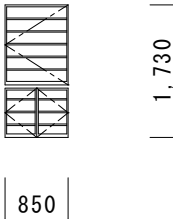
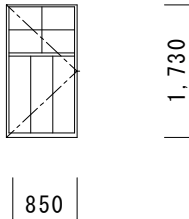
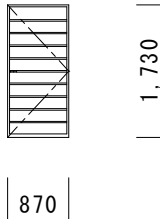
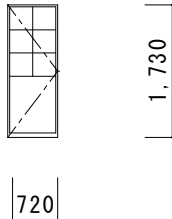
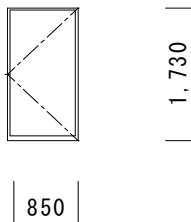
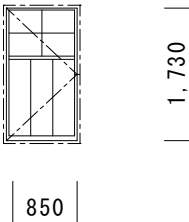
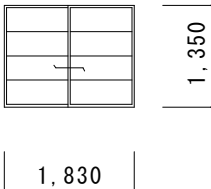
- 桁、梁
- 棟木、母屋
- 垂木
- 破風、鼻隠し
- 小屋束位置
- 庇



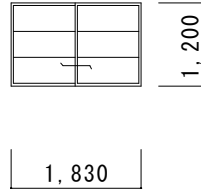
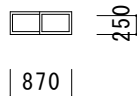
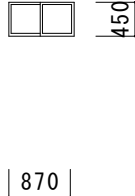
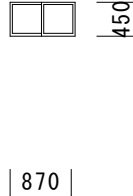
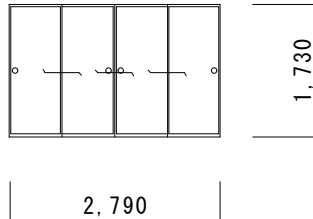
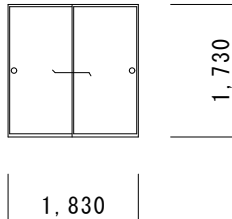
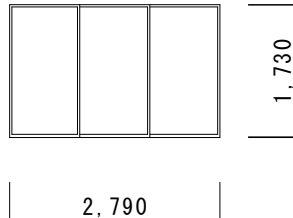
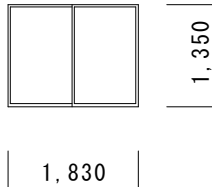
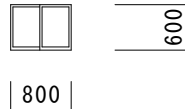
屋 根 伏 図 1/100



建 具 伏 図 1 / 100

記号・名称		WD1 引違玄関ガラス戸		WD2 4枚引違がらす戸		WD3 片開 舞良戸		WD4 片開 舞良戸	
形状									
室名	数量	7号室・1 / 8号室・1		計	2	7号室・1 / 8号室・1		計	2
材質・仕上		木製・ 型板 がらす 4mm		木製・ 型板 がらす 4mm		木製・舞良戸		木製・舞良戸	
金 物		付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式	
備 考									
記号・名称		WD5 2段 舞良戸		WD6 片開 ガラス戸		WD7 片開 舞良戸		WD8 片開 ガラス戸	
形状									
室名	数量	7号室・1 / 8号室・1		計	2	7号室・1 / 8号室・1		計	2
材質・仕上		木製・舞良戸		木製・ 型板 がらす 4mm うツ合板		木製・舞良戸		木製・ 型板 がらす 4mm うツ合板	
金 物		付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式	
備 考									
記号・名称		WD9 片開 戸		WD10 片開 ガラス戸				WW1 引違がらす戸	
形状									
室名	数量	7号室・1		計	1			7号室・1 / 8号室・1	
材質・仕上		木製・ うツ合板		木製・ 型板 がらす 4mm うツ合板				木製・ 型板 がらす 4mm	
金 物		付属金物 一式		付属金物 一式				付属金物 一式	
備 考				外部 波板鋼板 張り					

鳴門市都市建設部まちづくり課			工 事 名	斎田団地7・8号室棟解体撤去工事		縮 尺	1/100				M. T. S. プラン		図面 No.
			図 面 名	建具リスト 1		年 月 日	R4				徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	TEL & FAX (088) 689-3832 A-13	

記号・名称		WW2 引違がらす戸		WW3 引違がらす戸		WW4 引違がらす戸		WW5 引違がらす戸							
形状		台所		便所		便所		便所							
															
室名	数量	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・1 / 8号室・1	計 2						
材質・仕上	木製・型板 がらす 4mm		木製・スリ がらす 3mm		木製・スリ がらす 3mm		木製・スリ がらす 3mm								
金物	付属金物 一式 木製格子 防虫網張		付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式								
備考					木製格子 付き 防虫網張		木製格子 付き								
記号・名称		F1 間仕切 襖		F2 間仕切 襖											
形状		4.5帖		4.5帖 押入											
															
室名	数量	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・3 / 8号室・3	計 6										
材質・仕上	木製・襖紙貼		木製・襖紙貼												
金物	付属金物 一式		付属金物 一式												
備考															
記号・名称		MA1 雨戸		MA2 雨戸		AW1 アルミ引違窓									
形状		雨戸サイズは、内部木製建具サイズを表記		雨戸サイズは、内部木製建具サイズを表記		浴室									
															
室名	数量	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・1 / 8号室・1	計 2	7号室・1	計 1								
材質・仕上	木製・化粧合板フッソ戸		木製・化粧合板フッソ戸		アルミ 製・型ガラス 4mm										
金物	付属金物 一式		付属金物 一式		付属金物 一式										
備考															
鳴門市都市建設部まちづくり課			工事名	斎田団地 7・8号室棟解体撤去工事			縮尺	1/100	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号		図面 No.				
			図面名	建具リスト 2			年月日	R4			A-14				